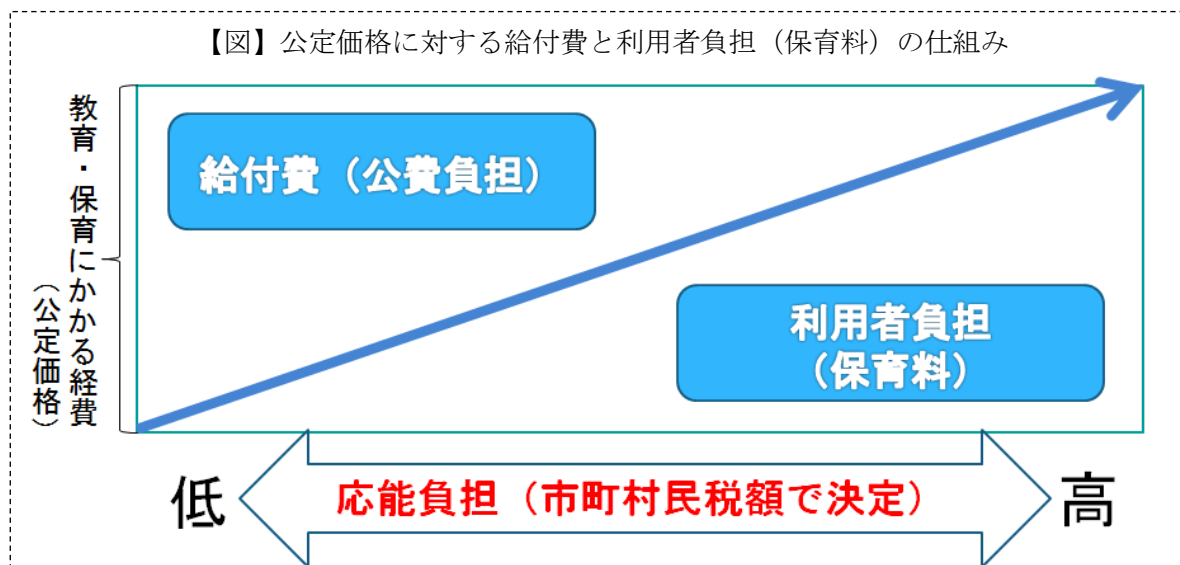


子ども・子育て支援新制度における利用者負担について（報告）

1 利用者負担（保育料）の基本的考え方

- (1) 1人の子どもを教育・保育するために通常必要な費用（＝公定価格）の一部又は全部を、利用者が市町村民税額に応じて負担する仕組み（応能負担）であること。
- (2) 公定価格から利用者負担を差し引いた分は、給付費として市から事業者を支払われること。



- (3) 国が示す利用者負担水準を参考に設定することとなるが、国の利用者負担水準の正式決定は平成27年度予算編成時期となるため、市における正式決定も年度末となること。

2 1号認定子ども〔幼稚園・こども園（短時間児）〕保育料について

- (1) 国が示す利用者負担水準について

【表1】1号認定子ども（3～5歳児）の国提示案

階層区分		推定年収	第1子	第2子	第3子
①	生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税の世帯を含む。)	～270万円	9,100円	4,550円	0円
③	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	8,050円	0円
④	211,200円以下	～680万円	20,500円	10,250円	0円
⑤	211,201円以上	680万円～	25,700円	12,850円	0円

備考

- ※ 1号認定子どもの保育料は、現行の私立幼稚園就園奨励費と同水準で設定されている。
- ※ 1号認定子どもの保育料の場合、第何子に当たるかのカウントは、幼稚園児から小学校3年生までの子どもの中で行う。
- ※ 参考として掲載されている推定年収は、配偶者の一方が無職を想定している。

(2) 本市の利用者負担の考え方について

ア 現状

	私立幼稚園	公立幼稚園
基本保育料	平均月額 23,000円 (年額276,000円)	月額 9,800円 (年額117,600円)
その他の負担	入園料、給食費 送迎バス代等の実費 等	給食費(1食250円) 等

イ 市が現在検討中の案

階層区分		第1子	第2子	第3子
①	生活保護世帯	無料		
②	市町村民税非課税世帯	無料		
③	市町村民税非課税世帯 (均等割のみ課税)	4,000円前後	第1子の 半額	無料
④	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	8,000円前後		
⑤	211,200円以下	15,000円前後		
⑥	211,201円以上	20,000円前後		

基本的考え方

- ※ 国が保育所・幼稚園それぞれの負担の整合性の確保に十分配慮していることから、3号認定子ども・2号認定子ども〔保育所・こども園(長時間児)〕保育料とのバランスに配慮して負担額を設定する。
- ※ また、私立幼稚園が将来 認定こども園化や預かり保育の拡大により2号・3号子どもの受け皿となることも視野に入れ、「私立幼稚園の新制度への移行を促す料金設定」という視点も加え、現状の私立幼稚園の保護者負担よりも低くなるよう検討する。
- ※ 市立幼稚園については、私立幼稚園の保育料設定と同額とする方向で検討する。(その上で、私立幼稚園の建学の精神に基づく教育・保育の質の向上のための「上乗せ徴収」は認める。)

適用期日

- ※ 新制度に移行する私立幼稚園については、平成27年度の基本保育料から適用する。
- ※ 市立幼稚園の保育料については、2年間は据置きとし、平成26年度の負担と同程度を上限として定める。

3 3号認定子ども・2号認定子ども〔保育所・こども園（長時間児）〕保育料について

(1) 国が示す利用者負担水準について

【表】 3号認定子ども（0～2歳児）の国提示案

階層区分		推定年収	第1子	第2子	第3子
①	生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	～260万円	9,000円	4,500円	0円
③	市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	～330万円	19,500円	9,750円	0円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	30,000円	15,000円	0円
⑤	169,000円未満	～640万円	44,500円	22,250円	0円
⑥	301,000円未満	～930万円	61,000円	30,500円	0円
⑦	397,000円未満	～1130万円	80,000円	40,000円	0円
⑧	397,000円以上	1130万円～	94,150円	47,070円	0円

【表】 2号認定子どものうち3歳児の国提示案

階層区分		推定年収	第1子	第2子	第3子
①	生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円	3,000円	0円
③	市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	～330万円	16,500円	8,250円	0円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	27,000円	13,500円	0円
⑤	169,000円未満	～640万円	41,500円	20,750円	0円
⑥	169,000円以上	640万円～	49,500円	24,750円	0円

【表】 2号認定子どものうち4・5歳児の国提示案

階層区分		推定年収	第1子	第2子	第3子
①	生活保護世帯	—	0円	0円	0円
②	市町村民税非課税世帯	～260万円	6,000円	3,000円	0円
③	市町村民税課税世帯 (所得税非課税世帯)	～330万円	16,500円	8,250円	0円
④	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	～470万円	27,000円	13,500円	0円
⑤	97,000円以上	470万円～	35,760円	17,880円	0円

備考

- ※ 上記は保育標準時間（11時間）利用の場合。保育短時間（8時間）利用の場合の保育料は、概ね1.7%減額されたものが示されている。
- ※ 2号・3号認定子どもの保育料は、現行の保育所運営費制度における国基準保育料と同水準で設定されている。
- ※ 保育所保育料の場合、第何子に当たるかのカウントは、小学校就学前までの子どもの中で行う。
- ※ 参考として掲載されている推定年収は、配偶者の一方がパートタイム労働程度の世帯を想定している。（所得税が非課税となる程度の収入）

(2)本市の利用者負担の考え方について

ア 現状

「【別紙】現行の保育所・こども園（長時間児）保育料一覧」のとおり。

イ 市が現在検討中の案

基本的考え方

- ※ 所得税額による階層区分から、市町村民税額による階層区分に変更する。
- ※ 市町村民税額による階層区分に変更するに当たっては、負担額が大きく変動することがないように配慮する。

適用期日

- ※ 平成27年度の保育料から適用する。